

③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日 (H22. 9. 28 第673号)

《24》① 藤の沢鳥獣保護区 7ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 札幌市南区藤野403番1、404番から406番まで、407番1の区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日 (H21. 9. 29 第661号)

《25》① 羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区 2,337ha〔森林鳥獣生息地〕

② 札幌市豊平区福住に所在する国道36号と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所北海道支所敷地北端との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み同北海道農業研究センター敷地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み、清田区清田に所在する山部川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み、札幌市市有林と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同市市有林と国有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み山部川との交点に至り、同所から同川左岸を北東に進み、同北海道農業研究センター敷地、学校法人八紘学園所有地、イーグル観光株式会社所有地の境界線との交点に至り、同所から学校法人八紘学園所有地とイーグル観光株式会社所有地の境界線を西に進み、学校法人八紘学園所有地と栗林友二所有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み、独立行政法人森林総合研究所北海道支所敷地と国有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み独立行政法人森林総合研究所北海道支所敷地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み、同北海道農業研究センター敷地の境界線との交点に至り、同所から同北海道農業研究センターと民有地の境界線を更に北東に進み、道道羊ヶ丘線との交点に至り、同所から北東に進み、同北海道農業研究センター敷地と札幌ドーム敷地との境界線の交点に至り、同所から境界線沿いに進み、起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成18年3月13日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号)

《26》① 手稲鳥獣保護区 2,218ha〔森林鳥獣生息地〕

② 札幌市に所在する国有林石狩森林管理署7、8及び10林班から17林班まで並びに民有林156林班から161林班までの区域

③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日 (H16. 9. 28 第816号)

《27》① 支笏湖鳥獣保護区 22,238ha〔大規模生息地〕

② 千歳市に所在する国有林石狩森林管理署6001林班から6016林班まで、6018林班から6182林班まで及び千歳市支笏湖温泉とモーラップに所在する国有地（環境省所管地）並びに翠明橋から上流の千歳川（河川敷を含む）及び支笏湖の区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日 (H18. 9. 29 第802号)

《28》① 支笏紋別岳鳥獣保護区 425ha〔特保49ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 千歳市に所在する国有林石狩森林管理署5419林班、5453林班、5454林班、5456林班から5460林班までの区域〔特保〕道指定支笏紋別岳鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署5419林班ろ、イからハマまでの各小班、5453林班い1、ろ、イからハマまでの各小班、5454林班い4、ロ小班的区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日まで (R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕)

《29》① 野幌鳥獣保護区 2,048ha〔特保61ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 札幌市厚別区、江別市西野幌及び北広島市西の里に所在する北海道立自然公園野幌森林公園の区域〔特保〕道指定野幌鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署56林班及び48林班のうち、い4、く、や各小班的区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日 (H17. 9. 27 第706号〔特保 H17. 9. 30 第717号〕)

《30》① 青山鳥獣保護区 810ha〔特保41ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 石狩郡当別町に所在する道有林空知管理区610林班から613林班までの区域

〔特保〕道指定青山鳥獣保護区のうち、道有林空知森林管理区613林班01及び51小班的区域

③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日 (H16. 9. 28 第816号〔特保 第817号〕)

《31》① 送毛鳥獣保護区 452ha〔森林鳥獣生息地〕

② 石狩市浜益区送毛18番地2の北西端を起点とし、この点から国有林界に沿って進んで国有林界と送毛99番地南西端との交点に至り、この点から西流する小川に沿って西に進んで同川と汀線との交点に至り、この点から汀線を北に進んで汀線から垂直に起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日 (H16. 9. 28 第816号)

《32》① 濃屋鳥獣保護区 342ha〔特保52ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 石狩市浜益区濃屋に所在する国有林石狩森林管理署612林班から614林班までの区域〔特保〕道指定濃屋鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署613林班ろ、に、イの各小班的区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号〔特保 第717号〕)

《33》① 北大一の沢鳥獣保護区 62ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 札幌市南区小金湯690番1から3までの区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日 (H21. 9. 29 第661号)

《34》① 北大旗舞鳥獣保護区 32ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 札幌市南区旗舞565番の区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日 (H21. 9. 29 第661号)

## 【後志総合振興局管内】

《35》① 歌才鳥獣保護区 92ha〔特保92ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 寿都郡黒松内町に所在する国有林後志森林管理署3515林班い、ろ及びイ小班的区域〔特保〕寿都郡黒松内町に所在する国有林後志森林管理署3515林班い、ろ及びイ小班的区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日 (H21. 9. 29 第661号〔特保 第662号〕)

《36》① コックリ湖鳥獣保護区 406ha〔特保34ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 磯谷郡蘭越町に所在する道有林後志管理区156林班09、10、33及び34の各小班、158林班01、02、31及び32の各小班並びに159林班02、05、06、09及び31から33までの各小班的区域〔特保〕道指定コックリ湖鳥獣保護区のうち道有林後志管理区156林班09及び33小班、158林班01小班及び31小班並びに159林班05及び09の各小班的区域

③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日 (H16. 9. 28 第816号〔特保 第817号〕)

《37》① チセヌプリ鳥獣保護区 302ha〔森林鳥獣生息地〕

② 磯谷郡蘭越町字湯里に所在する道有林後志管理区172林班01、02、97小班的区域

③ 平成18年3月13日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号)

《38》① 半月湖鳥獣保護区 230ha〔森林鳥獣生息地〕

② 虻田郡倶知安町字高嶺に所在する道有林倶知安経営区境界標北山25を起点とし、この点から同町字高嶺と同町字比羅夫との字界を北に進み同道有林境界標北山56に至り、この点から同道有林と民有地との境界を南東に進み同道有林境界標北山50に至り、この点から同道有林2林班と5林班との境界を南東に進み同道有林2林班、5林班及び10林班との境界に至り、この点から同道有林2林班と10林班との境界を南西に進み同道有林1林班、2林班及び10林班との境界に至り、この点から同道有林1林班08及び06小班と01小班との境界を西に進み同道有林境界標北山13に至り、この点から同道有林と民有地との境界を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日 (H23. 9. 30 第603号)

《39》① 京極鳥獣保護区 391ha〔森林鳥獣生息地〕

② 虻田郡京極町に所在する国有林野後志森林管理署135林班から139林班まで（138林班イ、二小班的区域を除く。）の区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日 (H23. 9. 30 第603号)

《40》① 大谷地鳥獣保護区 468ha〔特保44ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 岩内郡共和町に所在する国有林野後志森林管理署1443林班、1445林班、1446林班、1451林班及び1452林班の区域〔特保〕道指定大谷地鳥獣保護区のうち、国有林野後志森林管理署1451林班い、イ、ロ及びロ小班的区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日 (H23. 9. 30 第603号〔特保H23. 9. 30 第604号〕)

《41》① 無沢鳥獣保護区 374ha〔森林鳥獣生息地〕

② 共和町と倶知安町の境界線と国道5号（倶知安峠）との交点を起点として、国道5号を北に進み旧国道5号との交点に至り、同所を北東に進み町道ムサワ線との交点に至り、同所から町道ムサワ線南側敷地境界沿いを東に進み民有林後志・胆振地域森林計画区共和町57林班の北端に至り、同所から国有林境界線を東に進み共和町と倶知安町の境界に至り、同境界線沿いを南に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号)

《42》① 発足鳥獣保護区 432ha〔森林鳥獣生息地〕

② 岩内郡共和町に所在する国有林後志森林管理署1336林班から1342林班までの区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日 (H18. 9. 29 第802号)

《43》① 余市鳥獣保護区 341ha〔特保64ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 余市郡余市町に所在する国有林石狩森林管理署3254林班から3257林班までの区域〔特保〕道指定余市鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署3255林班い小班的区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日 (H18. 9. 29 第802号〔特保 第803号〕)

《44》① 小樽水源地鳥獣保護区 125ha〔森林鳥獣生息地〕

② 小樽市天神2丁目135番の西端を起点とし、この点から天神2丁目321番4の南端に至り、この点から天神2丁目336番の北端に進み、この点から同地番の東端に進み、この点から国有林石狩森林管理署4119林班ろ2小班的南端に進み、この点から4120林班ろ小班的南端に進み、この点から西方に進み、市道若松線の小樽市上水道用地と国有林との接点に達し、この点から市道若松線道路南東側敷地境界沿いに北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日 (H16. 9. 28 第816号)

《45》① 張碓鳥獣保護区 2ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 小樽市張碓町地先海面に所在する恵比須島の東端を起点とし、この点から南西に北山別荘を見通した線を進み汀線との交点に至り、この地点から張碓町318番地東端を見通した線を西西北に進み同端に至り、この点から汀線に沿って西西北に進み張碓川の左岸に至り、この点から張碓川左岸を南西に進み張碓町676番地の南端に至り、この地点から同地番界を北西に進み同309番地北端に至り、この地点から北海道旅客鉄道株式会社函館本線鉄道敷設沿いを北西に140メートルの地点に進み、この点から同鉄道敷設及び海上を見通して恵比須島の北端に至り、この点から島沿いに起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日 (H21. 9. 29 第661号)

- 《46》① **赤岩鳥獣保護区** 395ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 小樽市に所在する国有林野石狩森林管理署4173林班から4176林班までの区域  
 ③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号)

- 《47》① **小樽市旭町鳥獣保護区** 322ha〔身近な鳥獣生息地〕  
 ② 小樽市最上2丁目115番地の1及び115番地の4、旭町1番地の1、塩谷3丁目107、緑4丁目88番地の1、緑5丁目63番地の1、63番地の3及び63番地の5、富岡1丁目112番地、富岡2丁目108番地、長橋1丁目45番地の1並びに長橋5丁目91番地の市有林の区域  
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

【胆振総合振興局管内】

- 《48》① **洞爺湖鳥獣保護区** 7,132ha〔集団渡来地〕  
 ② 虻田郡洞爺湖町及び有珠郡壮瞥町にまたがる洞爺湖水面並びに国有林後志森林管理署2416林班から2421林班までの区域  
 ③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26.9.30 第659号)

- 《49》① **太陽の園鳥獣保護区** 54ha〔身近な鳥獣生息地〕  
 ② 北海道伊達市幌美内町37の全部  
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

- 《50》① **富岸鳥獣保護区** 36ha〔身近な鳥獣生息地〕  
 ② 登別市富岸町61番から65番まで、66番1、2、3、8及び富岸町3丁目32番3の北東端を起点とし、同所から同地番及びこれと隣接する32番2、18番1、29番、28番、27番、26番、22番、18番1の各地番界を順次進み18番66(市道富岸第2号線道路敷)の北西端に至り、同所から同市道(道路敷を含む。)を南西に進み18番5の地番界との交点に至り、同所から15番6の地番界を北西に進み4番1の地番界との交点に至り、同所から同地番及びこれと隣接する14番4、8番1、13番、12番、8番1、8番4、15番8、18番1、32番3の各地番界を順次進み起点に至る線に囲まれた区域  
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

- 《51》① **幌別ダム鳥獣保護区** 500ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 登別市に所在する幌別ダムせき堤の延長線と道道弁景幌別線との交点を起点とし、この点から同道道を北に進み同市川上町と鉢山町との町界線との交点(かげのさわ橋)に至り、この点から同町界線を東に進み同市来馬町との町界線の交点に至り、この点から同町界線を北に進み通称ボン来馬川右岸(河川敷を除く。)との交点に至り、この点から同川右岸を南に進み市道来馬西路線との交点(来馬西1号橋)に至り、この点から同市道を南に進み同市道起点と市道望洋線との交点に至り、この点から同市道を西に進み幌別ダムせき堤の延長線との交点に至り、この点から同延長線及び同ダムせき堤を西に進み起点に至る線に囲まれた区域  
 ③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日(H24.9.28 第583号)

- 《52》① **登別鳥獣保護区** 550ha〔特保54ha〕〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 登別市に所在する国有林後志森林管理署2384林班、2385林班、2388林班から2392林班まで及び登別市カルルス町36番1(橋湖)の区域〔特保〕道指定登別鳥獣保護区のうち、国有林後志森林管理署2391林班及び登別市カルルス町36番1(橋湖)の区域  
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号〔特保 第803号〕)

- 《53》① **白老王子鳥獣保護区** 540ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 白老郡白老町字竹浦333番及び337番の区域  
 ③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26.9.30 第659号)

- 《54》① **ポロト鳥獣保護区** 397ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 白老郡白老町に所在する国有林胆振東部森林管理署297林班から299林班までの区域  
 ③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H16.9.28 第816号)

- 《55》① **倶多楽湖鳥獣保護区** 799ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 白老郡白老町に所在する倶多楽湖、国有林野胆振東部森林管理署1林班及び白老町字虎杖浜496番1、2、6から9まで、497番、498番1から8まで、499番1、2  
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

- 《56》① **王子山鳥獣保護区** 1,263ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 苫小牧市宇高丘及び糸井に所在する王子製紙株式会社社有林の区域  
 ③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H16.9.28 第816号)

- 《57》① **北大苫小牧研究林鳥獣保護区** 2,715ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 苫小牧市宇高丘に所在する国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林園ステーション苫小牧研究林の区域  
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

- 《58》① **錦大沼鳥獣保護区** 236ha〔身近な鳥獣生息地〕  
 ② 苫小牧市字樽前166番1から3まで、166番3地先の財務省所管地、421番1、3から8まで、499番、533番1から2まで、534番、535番、字錦岡501番6、9、502番3から10まで、920番、覚生川河川敷に位置する都市計画公園錦大沼公園の区域  
 ③ 平成29年10月1日～平成49年9月30日(H29.9.29 第569号)

- 《59》① **地球岬鳥獣保護区** 87ha〔身近な鳥獣生息地〕  
 ② 室蘭市母恋南町3丁目73番の6の地番界の北端を起点とし、同所から同地番の東

側地番界を南東に進み同町3丁目73番の5の地番界との交点を經由し同町3丁目73番の5の地番界と同町3丁目73番の1の地番界との交点に至り、同所から同町3丁目73番の1の地番界を南東に進み汀線との交点に至り、同所から汀線を北東に進み地球岬を經由し同1丁目80番の西端に至り、同所から同地番の地番界を北東に進み同1丁目74番の1の地番界との交点に至り、同所から同地番の地番界を時計回りに進み同1丁目76番の1の地番界との交点に至り、同所から同5丁目76番の2、同4丁目76番の2、同4丁目32番の520、同4丁目73番の50、同4丁目76番の2、同4丁目82番の2、同4丁目78番の2の各北側地番界を東に進み同4丁目78番の2の東側地番界の東端に至り、同所から直進し同4丁目73番の1と同4丁目78番の1との西側交点に至り、同所から同4丁目73番の1、同3丁目73番の1の西側地番界を北に進み同3丁目73番の5の地番界との交点に至り、同所から北に進み同3丁目73番の6との交点に至り、同所から同3丁目73番の6の西側地番界を北に進み起点に至る線に囲まれた区域  
 ③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

- 《60》① **測量山鳥獣保護区** 121ha〔身近な鳥獣生息地〕  
 ② 室蘭市に所在する測量山緑地(平成9年3月7日北海道告示第323号)の区域  
 ③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号)

- 《61》① **ときわ鳥獣保護区** 277ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 勇払郡安平町早来北進に所在する都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条に規定する都市施設であるときわ公園の区域並びに同町字北進155番から157番まで、61番、164番、188番から190番まで、194番から199番まで、200番1及び2、201番から203番まで、204番1から5まで、205番1、7及び227から231まで、215番2から4まで、216番、217番、218番1から7まで、219番1及び2、220番1から4まで、221番1及び3、230番2(早来北進237番の北西側地番界を北東に延長した線以南の区域を除く。)、242番1及び2並びに243番3の区域  
 ③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26.9.30 第659号)

- 《62》① **厚真鳥獣保護区** 757ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 勇払郡厚真町字幌内に所在する若水橋と一般道道上幌内早来停車場線との交点を起点とし、同所から厚真ダム堤上を北に見通した線を延長し道有林胆振管理区90林班界との交点に至り、同所から90林班界を北西に進み同林班01小班界との交点に至り、同所から同林班02小班界を東に進み同林班03小班界との交点に至り、同所から03小班界を北東に進み91林班界との交点に至り、同所から91林班10小班及び08小班の各小班界を順次北に進み92林班界との交点に至り、同所から92林班界を北東に進み80林班界との交点に至り、同所から80林班08小班、44小班、07小班、42小班の各小班界を順次東に進み79林班界との交点に至り、同所から79林班界を進み75林班界との交点に至り、同所から75林班界を進み同林班境界標135号に至り、同所から(西へ)起点を見通した線に囲まれた区域  
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

- 《63》① **追分青葉鳥獣保護区** 33ha〔身近な鳥獣生息地〕  
 ② 勇払郡安平町追分白樺2丁目1番地1から3、3番地1、4番地及び5番地の区域  
 ③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日(H30.9.28 第649号)

- 《64》① **鶴川鳥獣保護区** 348ha〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 勇払郡むかわ町二宮436番1から3、436番23から25までの区域  
 ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

- 《65》① **徳別鳥獣保護区** 447ha〔特保61ha〕〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 勇払郡むかわ町に所在する国有林胆振東部森林管理署2010林班から2013林班までの区域〔特保〕道指定徳別鳥獣保護区のうち、国有林胆振東部森林管理署2012林班ろ、に、ほ小班の区域  
 ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

- 《66》① **鶴川河口鳥獣保護区** 139ha〔集団渡来地〕  
 ② 勇払郡むかわ町に所在する鶴川河川区域のうち、鶴川を横断する北海道旅客鉄道株式会社日高本線(鉄道敷を除く。)より南西側の河川区域(ただし、鶴川町若草23番から25番及び35番から37番並びに41番の区域を除く。)  
 ③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日(H30.9.28 第650号)

【日高振興局管内】

- 《67》① **日勝鳥獣保護区** 877ha〔特保135ha〕〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 沙流郡日高町に所在する国有林野日高北部森林管理署68林班、69林班(ロ小班を除く)及び70林班から72林班までの区域〔特保〕道指定日勝鳥獣保護区のうち、国有林野日高北部森林管理署69林班い、ろ及びイ小班の区域  
 ③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号〔特保 第674号〕)

- 《68》① **ホロカウシャップ鳥獣保護区** 562ha〔特保62ha〕〔森林鳥獣生息地〕  
 ② 沙流郡日高町に所在する国有林日高北部森林管理署14林班から18林班までの区域〔特保〕道指定ホロカウシャップ鳥獣保護区のうち、国有林日高北部森林管理署15林班の区域  
 ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

- 《69》① **平取鳥獣保護区** 54ha〔身近な鳥獣生息地〕  
 ② 沙流郡平取町本町112番2、17、116番26、117番5、6、35から37まで、39から47まで、50、118番1から5まで、119番1、2、120番1、4、15及び平取町道本町公園線の区域